

緊急時の対応について（お知らせ）

令和6年4月5日

千葉大学教育学部附属中学校

校長 樋口 咲子

1. 臨時休業等について

本校生徒は広範囲の地域から通学しており、台風・降雪や交通機関等の事故の場合、安全確保を第一に対応しなければなりません。本校では次のような方針としていますが、(4) 注意事項を必ず確認してください。

- (1) 自然災害・事故及び交通機関のトラブル等に伴い、本校の所在地を通る主要な交通機関の運行が中止になった場合
 - ① 午前6時30分までに運行しない場合は、第1及び第2時限の授業を臨時休業とします。
 - ② 午前8時30分までに運行しない場合は、第3及び第4時限の授業を臨時休業とします。午前8時30分までに運行を再開した場合は、登校時刻を10時とし、第3時限の授業から行います。
 - ③ 午前10時30分までに運行しない場合は、当日を臨時休業とします。午前10時30分までに運行を再開した場合は、登校時刻を12時30分とし、第5時限の授業から行います。
 - ④ 登校時刻後に自然災害・事故及び交通機関のトラブル等による交通機関の著しい乱れが生じた場合及び予想される場合は、当日のその後の日課を臨時休業とすることがあります。
- (2) 台風・地震等により本校の所在地域に対する特別警報または警報（波浪特別警報・警報及び高潮特別警報・警報を除く）の発令があった場合
 - ① 午前6時30分までに特別警報・警報が解除されない場合は、第1及び第2時限の授業を臨時休業とします。
 - ② 午前8時30分までに特別警報・警報が解除されない場合は、第3及び第4時限の授業を臨時休業とします。午前8時30分までに解除された場合は、登校時刻を10時とし、第3時限の授業から行います。
 - ③ 午前10時30分までに特別警報・警報が解除されない場合は、当日を臨時休業とします。午前10時30分までに解除された場合は、登校時刻を12時30分とし、第5時限の授業から行います。
 - ④ 登校時刻後に特別警報・警報が発令された場合は、当日のその後の日課を臨時休業とすることがあります。

(3) 連絡方法

- ① (1)①～③, (2)①～③によって臨時休業とする場合, ご家庭には, 午前6時30分, 午前8時30分, 午前10時30分の段階で, 本校ホームページ, 及び一斉配信メールよりお知らせします。登校時刻を遅らせる場合も, 同じ方法でご連絡します。
- ② 本校ホームページ, または一斉配信メールによる連絡受信ができないご家庭には, 学級担任から電話連絡しますのでお申し出ください。
- ③ (1)④, 及び(2)④の場合のご連絡は, 本校ホームページ, 及び一斉配信メールのみとなります。

(4) 注意事項

- ① **公共交通機関の運行中止や特別警報・警報の発令があっても, 臨時休業や登校時刻の変更についてはその都度判断しますので, 必ず本校からの連絡を確認してください。**
- ② 公共交通機関に乱れや特別警報・警報の発令がある場合でも, 午前6時30分の学校からの連絡がない限り, 授業は平常通りに行う予定であるにご理解ください。
- ③ 臨時休業としない時でも, さまざまな状況を考慮してご心配がある場合, 休ませるか, 遅れて登校させるかなどの判断は, 安全第一としてそれぞれの保護者が行ってください。その際の遅刻及び欠席に関しては配慮します。また, 受けられなかった授業に関しては, 担当者からの補充学習などの課題等で対応します。
- ④ 千葉大学本部から臨時休業などの指示が大学全体に対して出た場合は, 本校もその指示に従います。

2. 学校内などでのけが・急病などの場合の対応について

学校内などで生徒にけがや急病が起きた場合には, 以下のように対処しますのでご理解ください。

(1) 保護者へのご連絡

- ① 緊急の場合, 学校の判断によって救急車を呼び, 近くの専門医(千葉大学附属病院等)に受診させるなどの救急処置をとることがあります。ご家庭への連絡が事後の報告となることもあります。
- ② 上記以外の通常の場合は, はじめに学校から保護者に連絡をとり, 処置を決めます。

(2) 治療等の費用

- ① 学校内や登下校時(届出通学路内に限る)に起こった事故の場合, 治療等のための費用はスポーツ振興センターの保険から支給されます。
- ② ただし, 当初の費用はご家庭で立て替えていただくことになります。